

2026年9月3日

令和8年熊本地震に伴う災害により被災されたお客さまへ

【更新】

このたびの令和8年熊本地震に伴う災害により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当行では、災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対しまして、状況に応じ次のような金融上の措置を講じることをお知らせいたします。

記

1. 預金の通帳・証書・印鑑等を紛失した場合、預金者ご本人のお申し出であることを確認のうえでお支払いについて柔軟な対応を行いますのでお気軽にご相談ください。
2. 定期預金などの期限前払戻しについても応じさせていただきますので、ご相談ください。
3. 支払期日が経過した手形について、ご事情によって対応を検討させていただきますのでお気軽にご相談ください。また、今回の災害を原因とする手形の不渡についても、必要な対応をとらせていただきますのでご相談ください。
4. 損傷した紙幣や通貨のお引換えをいたします。
5. 国債、投資信託、保険などの取扱いについては、お気軽にご相談ください。
6. ご融資や返済に関して必要な対応を検討させていただきますので、ご相談ください。
7. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のご利用を希望されるお客さまは、営業店窓口にご相談ください。

※ その他不明な点等ございましたら営業店窓口へお問い合わせください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

事務システム部 事務システム企画グループ

担当：南、松元

Tel099-226-1412

受付時間：銀行営業日 9：00～17：00